

# 熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（案）概要

期間：令和2年度～令和5年度（4年間）

＜本プランの目的（学校における働き方改革によって目指す姿）＞～子供たちの充実した学びと教職員のワーク・ライフ・バランスの両立～  
 ○時代や社会の変化とともに、新学習指導要領をはじめとした教育内容や学校の機能・役割が大きく変化する中、それぞれの職責を果たすために長時間労働に従事している教職員が存在している。長時間労働は教職員の心身の健康に影響を与えるだけでなく、教職員の能力開発の機会喪失や、教職員間の協働関係への悪影響をもたらす、ひいては子供たちへの教育にも大きな影響を及ぼす。  
 ○教職員が担っている業務や役割の整理・精選、業務の効率化（ICTの活用等）及び外部人材の活用などが必要。  
 ○本プランでは、熊本県の公立学校において、教職員が心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスを実現しながら、子供たちと向き合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境の実現を目指す。

方針	学校・市町村教育委員会等から得られた意見等	主な取組項目	時間外在校等時間の上限
1. 勤務時間の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員に対する勤務時間の適正管理に係る制度周知と意識強化が必要</li> <li>○休憩時間・持ち帰り業務の把握が必要</li> <li>○自己研鑽の捉え方を明確にすることが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイムカード等による勤務時間の適正管理の推進及び上限方針周知による教職員の自己管理意識の向上</li> <li>・勤務時間の割振りに関する検討【新】《非常時における時差出勤、在宅勤務等による対応》</li> <li>・上限方針の策定【新】</li> <li>・変形労働時間制に関する検討【新】</li> </ul>	<p><b>県立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限</b></p> <p>○1箇月について 45時間 ○1年について 360時間</p> <p>【児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等の場合】</p> <p>○1箇月について 100時間未満 ○1年について 720時間</p> <p>この場合において、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連続する複数月（2～6箇月）のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間が80時間を超えないこと。</li> <li>・1年のうち1箇月について時間外在校等時間が45時間を超える月数が6箇月を超えないこと。</li> </ul>
2. 教職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>○削減目標等の業務改善ポリシーの作成が必要</li> <li>○全教職員が働き方改革の必要性を理解することが必要</li> <li>○先進的な取組みの情報共有、他校の取組事例の情報提供が必要</li> <li>○コンプライアンスに関する研修が必要</li> <li>○お互いを助け合いながら進めていくような学校の中の先生のチーム力が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員研修、管理職研修の実施【新】</li> <li>・アドバイザーによる働き方点検【拡】、好事例集の作成、先進的な取組みの普及【新】</li> <li>・働き方改革推進校の表彰【新】</li> <li>・学校閉庁日・ノー残業デー・部活動休業日の設定・拡大【拡】★</li> <li>・学校評価に業務改善や教職員の働き方に関する評価項目を設定【新】★</li> <li>・教職員のアイデアを活かした改革の推進【拡】</li> </ul>	
3. 人材の確保・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員の増員が必要</li> <li>○部活動、個別支援等の負担軽減、専門家への相談体制の充実が必要</li> <li>○増加する若手教員の人材育成が必要</li> <li>○スクールサポートスタッフ等、外部人材の活用が必要</li> <li>○中学校の部活動指導員に地域人材として教員の活用を検討してはどうか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の配置拡充の検討【拡】★ 教職員定数改善、非常勤講師、A.L.T.、スーパーティーチャー、小学校教科担任制など</li> <li>・専門人材等の活用拡充の検討【拡】★ SSW、SC、SSS、特別支援教育支援員、キャリアサポーター、部活動指導員、地域学校協働活動推進員、スクールロイヤー、学校徴収金業務担当職員など</li> <li>・ICT支援員の配置、ICTヘルプデスクによるサポート体制の整備 学力向上アドバイザー、学級経営アドバイザーによるサポート体制拡充 《学習支援員の配置、ICT支援員の配置などの外部人材の活用》</li> <li>・ボランティアの活用【拡】★ 登下校の安全見守り、給食指導員、グラウンド整備、読み聞かせ、掃除など</li> <li>・若手教員のサポート【拡】★ スーパーティーチャーによる指導、研究授業の映像記録化・提供</li> </ul>	
4. 業務の削減・効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○始業前の業務対応について見直しが必要（欠席連絡、登校指導、農場や家畜の管理など）</li> <li>○授業の準備時間の確保が必要</li> <li>○情報共有のための会議、資料作成の負担軽減が必要</li> <li>○指導要録、健康診断票、出席簿等の電子化が必要</li> <li>○習熟度に応じた個別指導の負担軽減につながる教材が必要</li> <li>○文書管理が各学校で異なり非効率、統一化が必要</li> <li>○会議、研修の出張の負担軽減が必要</li> <li>○学校への調査や作品募集の負担軽減が必要</li> <li>○部活動の指導の負担大、部活動指針の遵守が必要</li> <li>○課外の負担軽減、校務分掌の平準化が必要</li> <li>○農場管理のあり方（ICT化等含む）の検討が必要</li> <li>○中学校部活動等の適正化の検討が必要</li> <li>○児童発表会の開催方法の見直し</li> <li>○生徒数の規模に応じた行事や部活動の精選が必要</li> <li>○学校徴収金業務の負担軽減が必要</li> <li>○校務支援システムの統一化が必要</li> <li>○先生によるICTの積極的な活用</li> <li>○担任業務と部活動指導は兼務させないなどの具体的な方針が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT活用による業務効率化の検討【新・拡】★ ICTを活用した情報共有・会議等のペーパーレス化・文書管理 ICTを活用した授業の効率化（教材・資料の共有化、デジタル教材の活用、採点・集計の効率化） テレビ会議システムによる遠隔の会議・研修、eラーニングの推進 教務支援システムの導入・機能充実（指導要録、成績処理、検診、出席簿、欠席連絡等の電子化） 《ICTの活用促進：オンライン会議システム等の活用、全体で情報を共有する必要がある場合の電子掲示板等の活用》</li> <li>・学校への調査の精選、作品募集の集約、パンフレット等の資料配付の見直し【拡】</li> <li>・学校の行事・学校運営の見直し検討【拡】★ 部活動指針・方針の徹底、複数顧問制の活用、部活動指導員の配置、複数の部活動による合同トレーニングの実施 中学校部活動等のあり方の検討、留守番電話の活用、校務分掌の平準化、研究指定校の実施方法等の検討、農場管理のあり方（ICT化等含む）の検討、学校行事の精選、内容の見直し、分掌事務のマニュアル化</li> <li>・その他の業務見直し 給食費の公会計化の検討【新】 学校訪問に係る事務の検討【新】 学校徴収金のあり方の検討【新】★ 課外のあり方の検討【新】 高校入試等事務作業の検討【新】</li> </ul>	
5. 保護者等の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中体連、小体連等の大会・行事の見直しの検討が必要</li> <li>○行事等の見直しには保護者等の理解、協力が必要</li> <li>○保護者対応に時間がかかり見直しが必要</li> <li>○学校の働き方改革を理解してもらうためには多方面からの意識啓発が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体への行事の精選、大会の見直しなどの協力要請【拡】★ 中体連、小体連等の大会・行事の見直しの検討など</li> <li>・保護者、PTA等への部活動見学会や講演会等の学校情報の積極的な提供</li> <li>・各校の学校運営協議会、PTA総会等への働き方改革取組状況の報告【新】★</li> <li>・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進体制づくりに向けた支援、地域学校協働活動推進員の配置支援及び研修実施</li> </ul>	
6. 教職員の健康サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>○時間外業務従事時間が月80時間超の教職員の健康サポートが必要</li> <li>○メンタルケアサポートを細やかに実施することが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業界による保健指導の充実、ストレスチェックによる健康リスクの把握、公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談・メンタルケアサポートの周知【拡】</li> <li>・衛生委員会の活性化、労働安全衛生法の周知【拡】</li> </ul>	

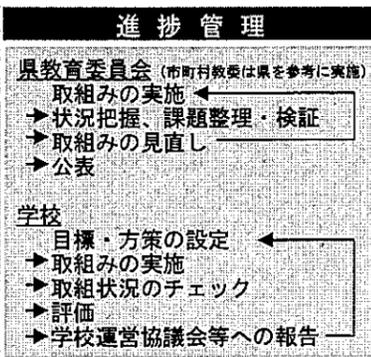
**教職員の時間外在校等時間の状況**

【令和元年度】

月45時間以内の教職員の割合	
県立高・中学校	56.7%
県立特別支援学校	81.4%
（県立学校）	63.6%
市町村立小学校	64.9%
市町村立中学校	51.7%
（市町村立学校）	60.3%

年360時間以内の教職員の割合	
県立高・中学校	34.6%
県立特別支援学校	72.0%
（県立学校）	45.6%



\*【新】は新規の取組み、【拡】は拡充する取組み、★は重点取組み  
 \*《 》は新型コロナウイルス感染症対策を踏まえつつ働き方改革を進めるために取り組む項目